

東北大学歯学会会則

(一部改正 平成 9年6月20日)

(一部改正 平成13年6月20日)

(一部改正 平成16年4月 7日)

(一部改正 平成19年5月16日)

(一部改正 令和 元年6月14日)

(一部改正 令和 2年6月12日)

第1章 総 則

第1条 本会は東北大学歯学会と称する。

第2条 本会は歯学の進歩，発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 学術集会の開催
- 2 会誌の発行
- 3 その他の必要な事業

第2章 会 員

第4条 本会の目的に賛同する者は，本会の会員になることができる。

第5条 本会は正会員，名誉会員，本学歯学部学生会員，理事会で認められた臨時会員及び賛助会員によって構成される。

- 2 名誉会員は本会に多大の功労のあったもので理事会において推薦し，評議委員会で決定する。会長はこれを総会に報告する。

第6条 本会に入会を希望するものは，別紙入会申込書に必要事項を記入し，会長に提出する。

第7条 正会員，名誉会員，賛助会員は会誌の配布を受け，会誌に投稿し，本会の開催する集会において研究発表等を行うことができる。臨時会員及び本学歯学部学生会員は会誌に投稿し，本会の開催する集会において研究発表等を行うことができる。

第8条 会員は所定の入会金並びに会費を納入しなければならない。ただし，本学歯学部学生会員の入会金並びに会費は免除する。

第3章 役員及び評議員

第9条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 庶務担当理事 1名

3	会計担当理事	1名
4	学会担当理事	1名
5	編集担当理事	1名
6	監査	1名
7	幹事	若干名

第10条 会長は評議員から選出し、理事会の審議に基づき決定する。会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第11条 理事は理事会を組織し、本会の運営に必要な事項を執行する。

第12条 理事および監査は会長が指名し総会において承認する。任期は2年とする。

第13条 本会に評議員を置く。評議員は評議員会を組織し、本会の運営に必要な事項を審議し、決定する。

第14条 評議員は会員の中から互選において選出する。

第15条 理事の業務を補佐するため幹事若干名を置くことができる。幹事は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。幹事の任務は2年とする。

第4章 総会及び学会

第16条 総会は毎年6月に会長が招集して開催する。議長は、出席した会員の中から選出する。総会では会務報告のほか、事業計画、予算、決算、役員の選出、東北大学歯学会賞、歯学会学術賞、歯学会研究奨励賞の授与、その他必要な事項を審議し、承認を求める。

第17条 学会は毎年2回以上開催する。

第5章 会誌

第18条 本会は会誌として、東北大学歯学雑誌を発行する。

第19条 会誌の編集および投稿は別に定める規定による。

第6章 会計

第20条 本会の運営は、会費およびその他の収入により行う。

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終る。

第22条 本会の予算、決算は総会に報告するものとする。

第7章 事務所

第23条 本会の設立年月日は昭和57年4月1日であり、事務所を東北大学歯学部内(〒980-

8575 宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号)に置く。

付 則

会則の変更は、評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

会費規約

正会員は入会金 1,000 円、年度会費 3,000 円とする。ただし、本学大学院歯学研究科学生及び大学病院研修歯科医師は入会金 1,000 円、年度会費 2,000 円とし、本学歯学部学生は入会金、及び年度会費を免除する。臨時会員は学会発表あるいは論文投稿に際して、臨時会費としてそれぞれ 1,000 円あるいは 2,000 円を納入する。賛助会員は年度会費 10,000 円とする。名誉会員は会費納入を要しない。

雑 則

- 第1条 本会に専門委員会として編集委員会ならびに学会委員会（以下委員会という）を置く。
- 第2条 委員会は委員長および委員5名によって構成され、編集業務ならびに学術活動を行う。
- 第3条 委員長は理事がこの任に当り、業務を総括する。委員会の委員のうち1名は評議員から選出する。委員は委員長が推薦し評議員会において承認を得た者で会長がこれを委嘱する。委員の任期は2年とする。

東北大学歯学会賞

東北大学歯学会賞に関する規定

平成 13 年 3 月 7 日制定

平成 18 年 10 月 25 日改定

令和元年 6 月 14 日改定

(目的)

第 1 条 東北大学歯学会（以下「本学会」という）は、本会の目的に照らし、歯学の発展向上に長年の業績を通じて著しく貢献した会員を表彰する。

(名称)

第 2 条 表彰の名称は東北大学歯学会賞とする。

(対象)

第 3 条 対象は次の各項に該当する者若干名とする。

- 1) 東北大学大学院歯学研究科・歯学部に関わり本学会会員であること。
- 2) その他、理事会から推薦を受けた者。

(選考)

第 4 条 評議員より推薦を受けた候補者について本学会理事会で選考し、評議員会で決定する。

(表彰)

第 5 条 本学会は評議員会の決定を受けて、東北大学歯学会賞の受賞者を表彰する。

- 1) 表彰は年 1 回とし、本学会総会で行う。
- 2) 受賞者には賞状及び副賞を授与する。

第 6 条 受賞者は、受賞の内容を本学会で講演し、その要旨を本学会誌に発表することとする。

(会計)

第 7 条 東北大学歯学会賞に関わる運営費は、会費及びその他の収入により賄う。

第 8 条 東北大学歯学会学術賞の予算、決算は総会に報告するものとする。

(その他)

第 9 条 この規定を改定する場合は、評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

附則

この規定は平成 13 年 6 月 22 日から施行する。

附則（平成 18 年 10 月 25 日改定）

この規定は平成 18 年 10 月 25 日から施行する。

附則（令和元年 6 月 14 日改定）

この規定は令和元年 6 月 14 日から施行する。

東北大学歯学会学術賞

東北大学歯学会学術賞に関する規定

平成 26 年 6 月 1 日制定

令和元年 6 月 14 日改定

(目的)

第 1 条 東北大学歯学会（以下「本学会」という）は、本会の目的に照らし、歯学関連分野の研究・教育・臨床・社会貢献等において優れた業績を挙げ、今後さらなる発展が期待される会員を表彰する。

(名称)

第 2 条 表彰の名称は東北大学歯学会学術賞とする。

(対象)

第 3 条 対象は次の各項に該当する者若干名とする。

- 1) 東北大学大学院歯学研究科・歯学部に関わり本学会会員であること。
- 2) 過去 5 年間に歯学関連分野で優れた業績を挙げ、さらなる発展が期待される者で、評議員から推薦を受けた者。

(選考)

第 4 条 評議員より推薦を受けた候補者について本学会理事会で選考し、評議員会で決定する。

(表彰)

第 5 条 本学会は評議員会の決定を受けて、東北大学歯学会学術賞の受賞者を表彰する。

- 1) 表彰は年 1 回とし、本学会総会で行う。
- 2) 受賞者には賞状及び副賞を授与する。

第 6 条 受賞者は、受賞の内容を本学会で講演し、その要旨を本学会誌に発表することとする。

(会計)

第 7 条 東北大学歯学会学術賞に関わる運営費は、会費及びその他の収入により賄う。

第 8 条 東北大学歯学会学術賞の予算、決算は総会に報告するものとする。

(その他)

第 9 条 この規定を改定する場合は、評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

附則

この規定は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 6 月 14 日改定）

この規定は令和元年 6 月 14 日から施行する。

東北大学歯学会研究奨励賞

東北大学歯学会研究奨励賞に関する規定

平成 18 年 10 月 25 日制定

平成 26 年 6 月 13 日改定

令和元年 6 月 14 日改定

(目的)

第 1 条 東北大学歯学会（以下「本学会」という）は、本会の目的に照らし、若手所属会員の優れた研究論文の著者を表彰する。

(名称)

第 2 条 表彰の名称は東北大学歯学会研究奨励賞とする。

(対象)

第 3 条 対象は次の各項に該当する者若干名とする。

- 1) 東北大学大学院歯学研究科・歯学部で研究に従事する本学会会員で、応募時に学位（博士）取得 10 年以下の者であること。ただし、出産・育児・介護等のために研究を中断した場合には、学位取得後の年限において中断期間分の延長を認める。
- 2) 過去 3 年間に権威ある学会誌等に掲載された原著論文の筆頭著者であること。ただし、学位対象論文を除く。

(選考)

第 4 条 評議員より推薦を受けた候補者ならびに自薦による候補者について本学会理事会で選考し、評議員会で決定する。

(表彰)

第 5 条 本学会は評議員会の決定を受けて、東北大学歯学会研究奨励賞の受賞者を表彰する。

- 1) 表彰は年 1 回とし、本学会総会で行う。
- 2) 受賞者には賞状及び副賞を授与する。

第 6 条 受賞者は、受賞の内容を本学会で講演し、その要旨を本学会誌に発表することとする。

(会計)

第 7 条 東北大学歯学会研究奨励賞に関わる運営費は、会費及びその他の収入により賄う。

第 8 条 東北大学歯学会研究奨励賞の予算、決算は総会に報告するものとする。

(その他)

第 9 条 この規定を改定する場合は、評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

附則

この規定は平成 18 年 10 月 25 日から施行する。

附則（平成 26 年 6 月 13 日改定）

この規定は平成 26 年 6 月 13 日から施行する。

附則（令和元年 6 月 14 日改定）

この規定は令和元年 6 月 14 日から施行する。